

その他の地域	見込地地域 宅地地域、農地地域及び林地地域に他の地域から転換しつつある地域	林地地域	農地地域	農地地域	宅地地域							
		林業生産活動のうち木竹の成育に供されることが、自然的、社会的、経済的及び行政的観点から合理的と判断される地域	農業生産活動のうち耕作の用供されることが、自然的、社会的、経済的及び行政的観点から合理的と判断される地域	農業生産活動のうち耕作の用供されることが、自然的、社会的、経済的及び行政的観点から合理的と判断される地域	居住、商業活動、工業生産活動等の用に供される建物等の敷地の用に供されることが自然的、社会的、経済的及び行政的観点から合理的と判断される地域							
鉱泉地、池沼、牧場、原野等	林地見込地地域 農地見込地地域 宅地見込地地域	小規模開発地域 大中規模開発地域	山村奥地林地地域	林業本場林地地域	都市近郊林地地域	工業地域	商業地域	住宅地域				
			農村林地地域	畠地地域	田地地域	工業生産活動の用に供される建物等の敷地の用に供されることが自然的、社会的、経済的及び行政的観点から合理的と判断される地域	商業活動の用に供される建物等の敷地の用に供されることが自然的、社会的、経済的及び行政的観点から合理的と判断される地域	居住の用に供される建物等の敷地の用に供されることが自然的、社会的、経済的及び行政的観点から合理的と判断される地域				
		中小工場地域	大工場地域	郊外路線商業地域	近隣商業地域	普通商業地域	高度商業地域	別荘地	農家集落地域	混在住宅地	標準住宅地	優良住宅地

用途的地域の区分（土地評価事務処理要領第3条）

- ・ 林地というのは・・一番価値の低いものとすれば・・そこに移行する・・転換する・ということはないと思いがちですが
- ・ 山間部の過疎地でなんかは・生活する人が居なくなって・集落が林地に移行するという場合が考えられます。
- ・ 土地評価事務処理要領第3条の用途的地域の区分に、林地地域以外の地域から林地地域へと転換しつつある地域と定義されています。
- ・ 文は誤りです。